

件名	3 陳情第 1 3 号 瑞穂町が被害者に謝罪することを求める意見書の採択を求める陳情
第 1 陳情の趣旨	1 瑞穂町が被害者に謝罪することを求める別添①の意見書の採択を求める。
第 2 陳情の原因	1 被告瑞穂町の訴訟（令和 3 年（ワ）第 9 8 5 号）について 2 0 2 1 年 9 月 3 日に、瑞穂町敗訴の判決（別添②）が言い渡された。 2 判決の主文は次のとおりである。 「被告は、原告に対し、2 万円及びこれに対する平成 3 1 年 4 月 1 6 日から支払い済みまで年 5 %の割合による金員を支払え。」
第 3 陳情の理由	1 本件訴訟は、平成 3 1 年 4 月 1 6 日告示同月 2 1 日投票の瑞穂町議会議員選挙において、選挙長及び選挙管理委員会が原告である立候補者名の振り仮名について「読めないから認めない」などとして削除し、投票場の立候補者氏名の掲示板に原告の振り仮名を記載せず、同選挙の選挙公報においても原告の立候補者氏名の掲示板に原告の振り仮名を記載せず、同選挙の選挙公報においても原告の立候補者氏名の振り仮名を記載せず、公職選挙法に規定される職務に違反し、選挙の自由を妨害したもので公職選挙法第 2 2 6 条（職権濫用による選挙の事由の妨害罪）に抵触する疑義がある。 これが本件訴訟に係る選挙だけでなく、それ以前の数回の選挙においても、また先の町長選挙においても繰り返されたことの重大さを厳粛に受け止め、原告に謝罪する必要がある。 2 当該職員らの違法行為が繰り返されたことを謙虚に反省し、当該違法行為が発生した原因を明らかにし、再発防止に努めることが必要である。 3 その際、本件に関して、東京都選挙管理委員会の「助言」を受けていた事実があり、これを鵜呑みにしてきた経緯が窺われるから、同委員長及び同委員会の一違の対応についても明らかにする必要がある。

※原文のまま掲載しています。